

岩手県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により定めた県営土地改良事業に係る換地計画を次のとおり変更した。

なお、同条第5項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和5年10月23日から同年11月20日まで関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
川又地区	当該変更に係る換地計画書の写し	二戸市役所